# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名							
7	松戸市 価書	後期高齢者医療制度に関する事務	基礎項目評					

### 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

松戸市は、後期高齢者医療制度に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じることで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

### 評価実施機関名

松戸市長

#### 公表日

令和3年7月26日

#### I 関連情報

_ ■ 関連情報						
1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務						
①事務の名称	後期高齢者医療制度に関する事務					
②事務の概要	松戸市では高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、次に掲げる後期高齢者医療保険業務を実施している。 1. 保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付 2. 保険者証の引渡し 3. 保険者証の返還の受付 4. 医療給付に関する申請及び届出の受付並びに認定証明書の引渡し 5. 保険料に関する申請の受付					
③システムの名称	1.後期高齢者医療システム(資格・賦課・給付・収納) 2.庁内連携基盤システム 3.中間サーバ 4.番号管理システム					
2. 特定個人情報ファイルタ	名					
後期高齢者医療システムファイ	(1)					
3. 個人番号の利用						
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。) 第9条第1項、別表第一の59の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第46条					
4. 情報提供ネットワークシ						
①実施の有無	<選択肢>					
②法令上の根拠	(1)情報提供の根拠なし(情報提供は行わない。) (2)情報照会の根拠 ①番号法第19条第7号、別表第二第一欄が「市町村長」であって第二欄に「高齢者の医療の確保に関する法律」を含む項のうち本事務に該当するもの(82の項) ②行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) ①に係る事項については未制定					
5. 評価実施機関における	担当部署					
①部署	福祉長寿部 国民健康保険課 広域保険担当室					
②所属長の役職名	広域保険担当室長					
6. 他の評価実施機関						
7. 特定個人情報の開示・	訂正·利用停止請求					
請求先	松戸市 総務部 総務課 情報公開担当室 電話番号047-366-7107					
8. 特定個人情報ファイルの	の取扱いに関する問合せ					
連絡先	松戸市 福祉長寿部 国民健康保険課 広域保険担当室 〒271-8588 千葉県松戸市根本387番地の5 電話番号 047-712-0141					

### Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 10万人以上30万人未満 ]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か			3年4月1日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上かいの時点の計数か		[	500人未満	]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
		令和3年4月1日 時点					
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[	発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

## Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

## Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護部	評価書の種類						
<選択肢> 1)基礎項目評価書 2)基礎項目評価書 2)基礎項目評価書及び重点項目評価書 3)基礎項目評価書及び重点項目評価書								
2)又は3)を選択した評価実施 されている。	施機関	については、それぞれ重	点項目	評価書又は全項	頁目評価書において、リス <i>く</i>	ク対策の詳細が記載		
2. 特定個人情報の入手(作	青報提	供ネットワークシステ	ムを通し	た入手を除ぐ	<b>(.)</b>			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
3. 特定個人情報の使用								
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない								
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託	や情報提供ネットワーク	<b>ウシステ</b> 』	ムを通じた提供	を除く。) [	]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
6. 情報提供ネットワークシ	ステム	との接続		[ ]接	続しない(入手) [	]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている <選択肢>			
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[	十分である	]		<選択版> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
7. 特定個人情報の保管・2	肖去							
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
8. 監査								
実施の有無	[	〕自己点検	[ ]	] 内部監査	[〇] 外部監	查		
9. 従業者に対する教育・日	<b>各発</b>							
従業者に対する教育・啓発	[	十分に行っている	]		<選択肢> 1) 特に力を入れて行っ 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	ている		

### 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月30日	評価実施機関における担当部 署	②所属長 鈴木 昌夫	②所属長 原島 和夫	事後	人事異動
平成28年6月30日	しきい値判断項目	1. 対象人数 平成27年2月1日	1. 対象人数 平成28年4月1日	事後	時点修正
平成28年6月30日	しきい値判断項目	2. 取扱者数 平成27年2月1日	2. 取扱者数 平成28年4月1日	事後	時点修正
平成29年7月31日	評価実施機関における担当部 署	②所属長 原島 和夫	②所属長 池田 俊彦	事後	人事異動
平成29年7月31日	しきい値判断項目	1. 対象人数 平成28年4月1日	1. 対象人数 平成29年4月1日	事後	時点修正
平成29年7月31日	しきい値判断項目	2. 取扱者数 平成28年4月1日	2. 取扱者数 平成29年4月1日	事後	時点修正
平成30年7月31日	しきい値判断項目	1. 対象人数 平成29年4月1日	1. 対象人数 平成30年4月1日	事後	時点修正
平成30年7月31日	しきい値判断項目	2. 取扱者数 平成29年4月1日	2. 取扱者数 平成30年4月1日	事後	時点修正
令和1年6月27日	関連情報(所属長役職名)	池田 俊彦	広域保険担当室長	事後	様式改正
令和1年6月27日	しきい値判断項目	1. 対象人数 平成30年4月1日	1. 対象人数 平成31年4月1日	事後	時点修正
令和1年6月27日	しきい値判断項目	2. 取扱者数 平成30年4月1日	2. 取扱者数 平成31年4月1日	事後	時点修正
令和1年6月27日	リスク対策		Ⅳ リスク対策 を記載	事後	様式改正
令和2年7月10日	しきい値判断項目	1. 対象人数 平成31年4月1日	1. 対象人数 令和2年4月1日	事後	時点修正
令和2年7月10日	しきい値判断項目	2. 取扱者数 平成31年4月1日	2. 取扱者数 令和2年4月1日	事後	時点修正
令和3年7月26日	しきい値判断項目	1. 対象人数 令和2年4月1日	1. 対象人数 令和3年4月1日	事後	時点修正
令和3年7月26日	しきい値判断項目	2. 取扱者数 令和2年4月1日	2. 取扱者数 令和3年4月1日	事後	時点修正
令和3年7月26日	関連情報(8.特定個人情報 ファイルの取扱いに関する問い合わせ)	千葉県松戸市根本387番地の5 電話番号 047-366-7342	〒271-8588 千葉県松戸市根本387番地の5 電話番号 047-712-0141	事後	問い合わせ先変更